

伊豆の国市景観条例に関する手続きの見直しについて

伊豆の国市では、市民の利便性の向上及び行政サービスの効率化を図るため、伊豆の国市景観条例施行規則の改正を行いました。

1. 対象範囲

伊豆の国市景観条例に係る提出書類

2. 変更内容

下記の様式の押印を廃止します。

様式名		変更内容
様式第2号	行為届出書	押印廃止
様式第3号	行為変更届出書	押印廃止
様式第5号	行為完了届出書	押印廃止

3. 変更時期

令和4年4月1日以降に提出する書類

4. 従前の様式の使用について

- 従前の様式（印があるもの）で押印した書類を提出しても受け付けます。
- 従前の様式で、押印せず提出しても受け付けます。

【問合せ先】

伊豆の国市 都市整備部 都市計画課
電話番号 055-948-2909